第15回千葉海区漁業調整委員会 議事録

1 日 時 令和4年11月18日(金) 午後1時30分から

2 場 所 プラザ菜の花 4階 槙

3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、

滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、

松本 ぬい子、鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、

和田 一夫

専門委員 北澤 直諒、齋藤 御津久

水 産 課 篠原課長

大槻漁業調整班長、中川副主査

中川漁船漁業班長、宇都主査

漁業資源課 三田栽培漁業班長

山田資源管理班長、五味副主査、武田副主査

藤元漁場環境整備班長

水産事務所 銚子:永野所長

館山:小森所長、赤羽主査

勝浦:宮嶋所長、宮田副主査

水産総合研究センター

内山資源研究室長

事 務 局 玉井副技監、川合副主査

4 議事事項

- (1) かご漁業(いかかご漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間 及び許可の有効期間について(諮問)
- (2) 千葉県資源管理方針の変更(特定水産資源以外の水産資源の追加)について (諮問)
- (3) 特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和4管理年度の県内融通の取扱いについて(諮問)
- (4) しらうお船びき網特別採捕許可方針について(協議)

- (5) 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について(報告)
- (6) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

御案内した時刻となりましたので、ただいまから第15回千葉海区漁業調整委員会を 開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には第15回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

最初に委員の表彰について御紹介します。

このたび、小栗山委員におかれましては、組合の合併と経営の安定化、改革型漁船の導入やチョウセンハマグリのブランド化などに尽力されたほか、平成20年から海区の専門委員、令和3年からは漁業者委員として県域の漁業調整に尽力している功績が認められ、去る11月3日の文化の日に農林水産功労として、千葉県から表彰されました。心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。

さて、本日は、前回委員会から約3か月ぶりの委員会となります。前回からの動きですが、10月21日には、沿岸小型漁協所属の沿岸小型漁船と銚子市漁協所属の沖合底びき網漁船の操業に関する協定について、連絡調整会議と調印式があり、立会人として私が出席しました。また11月8日には、全漁調連東日本ブロック協議会がウェブで開催され、令和5年度総会に向けた国への要望事項等について協議しました。結果等については後ほど事務局から報告があります。

本日の議案は、「いかかご漁業の制限措置など」、「千葉県資源管理方針の変更」、「くろまぐろの令和4管理年度の県内融通」、「しらうお船びき網の特別採捕許可方針」と「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告」についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして私の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨の連絡がありました委員は、専門委員の嶋津委員と 田邉委員のみでございます。定数15名の委員の皆様は全員出席されておりますので、 本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に本日の委員会の進め方についてですが、委員会終了後に漁業権一斉切替小委員会が開催されることから、時間短縮などのため、朗読は省略とさせていただきたいと思いますので御了承願います。

次に議長でございます。委員会会議規程第3条の規定により石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により私から指名します。清水委員と佐久間委員にお願いいたします。

続いて議題に入ります。第1号議案「かご漁業(いかかご漁業)の制限措置、許可 又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」を上程いた します。

水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該漁業の許可の有効期間が令和5年3月14日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員。

【黒沼委員】

1つだけ確認をさせてください。

漁業期間ですけれども、たしか平成23年ぐらいに延長か何かの設定をしたような 記憶があるんですけれども、それ以降、何らかの希望とか、あるいは変更を検討した とかそういったことはあったでしょうか、教えてください。

【石井会長】

水産課。

【中川班長】

今回の許可の更新の聞き取りにおいても、組合の漁業者の方からは、漁業時期、 操業の期間を延ばしてほしいとの要望がございました。当方からは、漁業者から提出 をいただいている漁獲データを見たところ、漁獲の時期がずれているというような 状況ではないのではないかという説明をさせていただいたところ、漁業者の方からは、 今の漁業時期、操業期間でいいということでの了解が得られたところです。

【黒沼委員】

ありがとうございます。産卵時期はある程度避けてという形でお考えになっている のでしょうか。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川班長】

産卵時期が春から初夏ということで、漁業時期に産卵時期は入ってございますが、 許可の条件の第5の(2)に、巣となるものに産みつけられた卵はふ化するように処置 しなければならないということで、産卵後の卵についても保護する規定を入れてござ います。

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

意見もほかにないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「かご漁業(いかかご漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお本件は公示する必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「千葉県資源管理方針の変更(特定水産資源以外の水産資源の追加)について(諮問)」を上程いたします。

漁業資源課から説明をお願いいたします。

【山田班長】

説明概要:千葉県資源管理方針の変更について、特定水産資源以外の水産資源の管

理手法等を追加する内容で、諮問するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願い いたします。

佐久間委員。

【佐久間委員】

この中でサヨリが入ってないんですけれども、県の指示により漁獲調査、漁場なり キロ数、取った漁獲など、ここ数年提出しているわけですが、なぜサヨリが入らない んでしょうか、教えてください。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【山田班長】

各漁協さんから、今現在、資源管理計画を提出していただいて資源管理に取り組んでいただいておるんですけれども、その計画の中に漁獲対象としてサヨリが含まれておりませんで、主要な魚種として漁業に盛り込まれるようであれば今後改めて追加ということも検討はしていくことになると思いますけれども、現在はその計画には含まれていなかったということで除かれております。

【石井会長】

佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】

それでは、今年もそうですが、毎年調査用紙が届いているわけですが、あれは何の ためですか。必要なければやる必要がないんで。

水産課、お願いします。

【宇都主査】

調査というのは漁獲成績報告書のことでしょうか。サヨリの船びきの。

【佐久間委員】

そうです。さより船びきの漁場とキロ数、日時、細かく、何番ぐらいやったとか、 海域はどこだとか、キロ数はどうだとか、もっと言うと単価まで、価格まで入ってい る場合もあります。もう3年か4年やっているので、ここにそれが反映されないという ことは、資源管理の中に入ってないということは必要ないということですか。

【宇都主査】

水産課がいただいているのは、漁業の許可の実態を把握するための漁獲成績報告書というのは毎年いただいているんですけど、それとは違いますかね。

【佐久間委員】

違います。水産試験場のほうが主体で来ている用紙です。

【内山室長】

水産総合研究センター、内山です。

今の回答を申し上げますけれども、丁寧な、地図上で、どの位置で何番やって漁獲されたという報告、うちも標本船調査という形でいただいております。今回、計画部分には入らないんですが、漁業資源課の説明の中で申し上げた、当センターが行っている資源評価という中ではサヨリを実施しております。それにつきましては、サヨリの現状の資源状況というものをいただいたデータに基づいて押さえさせていただいていますので、それについては、東京湾で採れているサヨリの状況というのは、研究センターで常に押さえておりますので、そのときにいただいているデータは活用させていただいて、非常に役立てております。

【佐久間委員】

よく分からないんですけど、結局こういうところに反映されなければ、何のために 提出しているのか我々漁業者としては分からないわけですよね。実績じゃなくて、操 業してる船は参加というわけですが、皆さん提出していますよね。全然そういうのが ここに反映されなければ、必要なければ別に提出する必要ないというふうに考えるん ですが、ましてや外来種まで載っているので、何で東京湾にあるものが資源管理でき ないのか、一時期は県のほうで卵の研究をやってくれましたよね。そういうこともし ていて、それで、それが全然反映されないということになると何かよく分からないの で。以上です。

【石井会長】

資源課、どうぞ。

【山田班長】

すいません、説明が足りませんで。先ほどお話ししたとおり、現在、漁協の皆様に 取り組んでいただいている資源管理計画ですけれども、そちらのほうの、今、富津 漁協さんからいただいている計画の中にある漁業というのが、潜水器漁業と、刺し網 漁業、それから底びき網漁業になります。そこに恐らく船びき網漁業の方の計画も載 っていればサヨリも資源評価に当然入れてということになったと思うんですけれども。

【石井会長】

佐久間委員。

【佐久間委員】

県の水産総合研究センターの指示でやっているわけですよね。それで毎年出しているものが、今の話の場合には、富津漁協ですけど、そこから上がってこないから、ここには反映されないということでは何かちょっとぴんと来ないですよね。うちのほうも、私は初めのミスで記載漏れがあったかもしれませんが、県の研究センターのほうからの指示でやっているんで、そういう点は抜かりがないと思っていたわけですね、ところが落ちていると。じゃ何のために協力してやっているのか分からない。

研究センター、お願いします。

【内山室長】

うちのほうから、いただいたデータに基づいて、資源状況等を解析した結果、それ につきまして、恐らく組合長のほうに御報告が滞っていたと思いますので、これにつ きましては、いただいたデータをこういうふうに活用してこういう結果が出ています という結果を、この計画とは別に御報告したいと思いますがいかがでしょうか。

【佐久間委員】

よく分からない。

【石井会長】

資源課のほう、最後お願いします。

【山田班長】

研究センターからも説明がありましたとおり、サヨリも資源評価のほうは続けております。今後、資源管理方針につきましては、順次、魚種のほうを追加してまいりますので、サヨリの追加も当然検討させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【石井会長】

佐久間委員、よろしいですか。

【佐久間委員】

はい。

【石井会長】

じゃ、追加するように今後お願いします。ほかに御意見、御質問ございませんか。 黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

確認したいんですけれども、先ほど、国の資源管理基本方針の規定というのと、県による資源評価による表記の仕方、パターンとして4つほど作られたというお話だと思うんですけれども、それで、県による資源評価で、例えばなんですけども、高位又は中位の場合、なお書きがついていて、これがつくと、要は、国が資源管理の方針を出したら、今書いてある国の方針の書き方のようになる可能性があるよという含みを持っているということでよろしいですか。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【山田班長】

端的に言うとそういうことですけれども、そうなったときというのはTACの検討が進んで、TAC魚種になったときということですので、今まさにその議論をしている最中ですので、必ずなるということではないと考えております。

【黒沼委員】

分かりました。

【石井会長】

いいですか。

【黒沼委員】

要は、その含みを持たせた形の表記にしたということですよね。それに適用できるような形にしたということで、承知しておくということが必要だということですね。 ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

そのほかに、御意見、御質問等ございませんか。

特にないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「千葉県資源管理方針の変更(特定水産資源以外の水産資源の追加)について(諮問)」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお本件は公示する必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和4管理年度の県内融通の 取扱いについて(諮問)」を上程いたします。

漁業資源課から説明をお願いいたします。

【山田班長】

説明概要:漁獲可能量によって管理しているくろまぐろの国から配分された数量を 有効に活用するため、令和4管理年度の県内融通の取扱いについて、漁獲状況等に応 じて柔軟な数量を譲渡可能とするほか、従来どおりの内容で諮問するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございます。譲渡に関する融通の手続きというのは、かなり県のほうにも負担がかかっているような気がするんですけれども、そういった意味で、いわゆる取引費用というものがかかってくる、要するにコストがかかってくるということになると思うんですね。別に私はITQの論者ではないのですが、これ、ITQのような形で、いわゆる金銭を伴った形での譲渡ということはお考えになれないでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいなと思って。単にこれは架空の話ですので、今は何とも言えない話だと思いますけれども。ただ、今言いましたように、費用がかからないで済むやり方になるので、ある意味ではですね、部分的には必要なんですけれども、そこのところをちょっとお伺いしたいなと思って聞きました。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【山田班長】

今のところ費用云々の話は全く考えておりませんで、県全体で何とか消化率を上げて、全体の枠を国から何とか増額できるように取り組んでいるということで、IQ、ITQのところというのは、まだ検討されていないという状況でございます。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

それでは、ほかに何か御意見、御質問等ございましたら。よろしいですか。 ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。 第3号議案「特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和4管理年度の県内融通の取扱い について(諮問)」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。 (賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第4号議案「しらうお船びき網特別採捕許可方針について(協議)」を上程 いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該許可方針について、従来どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員。

【黒沼委員】

1つ確認までに教えていただきたいんですけれども、生物多様性の中で、漁業資源管理が非常に問われている中で、この調査、ほかの漁業との関係も当然あって非常に難しいと思うんですけれども、この調査の採捕だけで判断するのは難しいとは思うんですが、現時点でこの調査から出てくる、過去40年間ぐらいの積み重ねによって出てくる資源の動向というのは何かつかめたのでしょうか。それを教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川班長】

昭和52年から調査を行っている結果といたしましては、試験開始の昭和52年からの 10年間では、1日当たり実績が27キロでございました。それと対比いたします東日本 大震災以降の10年間、平成24年から令和3年では、1日1隻当たり10キロと顕著に減少

-13-

しているという状況にございます。

シラウオの対象としては、イシカワシラウオになりますが、寿命が1年と短く、 環境変化の影響を受けやすい沿岸域に生息しているということで、資源変動の大きい 魚種と考えられるため、調査の地道な継続が有効ではないかと考えております。

また、漁業者の調査継続の希望もございますので、今後も得られたデータを含めて 検討してまいりたいと考えております。

【石井会長】

黒沼委員、どうですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。許可枠はそれに合わせて考慮なさっているというか、これ で漁獲圧力はそんなに大きくないと御判断されているということでよろしいですか。

【石井会長】

水産課。

【中川班長】

現状の許可枠で漁獲圧が高いとは考えておりません。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

それでは、ほかに、何か御意見、御質問等ございましたら。よろしいですか。 意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「しらうお船びき網特別採捕許可方針について(協議)」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第5号議案「漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について(報告)」を上程いたします。

水産課から説明をお願いします。

【大槻班長】

説明概要:各漁業権者から報告があった漁業権漁場における資源管理の状況や漁場の活用の状況等から、各漁業権については、おおむね適切かつ有効に活用されていると判断した旨を報告するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員。

【黒沼委員】

一つ確認ですけれども、「組合員の高齢化に伴う人手不足や経費の問題から利用が 困難な状況」という表記がかなりの部分で見られるのですが、その後に「評価」とい うところで2つに分かれた書き方をされていると思うんです。そういった状況があっ ても、適切かつ有効に活用されているという中で、次期漁場計画には含めないという ことも書かれているんですけども、この場合、なぜ有効に活用されているのかなとち ょっと簡単な疑問を持ってしまったのですが、そのほかのところでは違う書き方もさ れているところもあったのでお聞きしました。

【石井会長】

どうぞ。

【大槻班長】

水産課です。例えば、51ページの共第5号については、評価はあくまで漁業権全体

として見たときに、全く漁業権の行使が一切なければ、まず合理的な理由があるかないかというところですが、この場合の中里はアサリの水揚げがありますので、これについては、ほかのオゴノリやすだての利用がなかったとしても、漁業権の評価としては適切かつ有効にされているという形になります。

その下の木更津の共第6号については、共同1種も2種も全部空振っちゃっているので、これについては、先ほど資源の低迷とかこういった理由で、アサリについては、また湧けば水揚げが当然出てくるでしょうし、ここは全く数字がゼロなんだけど、こういった合理的な理由があるので、適切かつ有効に活用されているということで、ちょっと例えがあれですが、家が全く空き家であれば合理的な理由があるかないかの判断に入るんですが、2階は使われていないんだけど1階は使っているという場合は、適切かつ有効に使われているという仕分けになってございます。

【黒沼委員】

分かりました。ということは、例えば、共第4号の中で考えてということですよね。 第1種、第2種で分けてはいないと考えてよろしいですか。

【大槻班長】

漁業権としては1個なので、お家の1階部分、2階部分という形で、全くの空き家だったら取り壊すことの検討が始まっていくけどという、そんなイメージになります。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。

【石井会長】

ほかに何か御意見、御質問等ございましたら。よろしいですか。

特にほかに御意見もないようですので、質疑を終了したいと思います。

なお、この議案は報告ですので、採決は行いません。

次に、議題(6)の「その他」ですが、皆さん何かありますか。ございませんか。 特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、水産課から報告をお願いします。

【大槻班長】

(大根漁場に関する覚書について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等がありましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に御質問がないようですので、次に、漁業資源課から報告をお願いいたします。

【山田班長】

(くろまぐろの期間別(令和4年10月から12月)の配分量について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ございましたらお願いいたします。 特にないようですので、次に、事務局から報告をお願いいたします。

【川合副主査】

(千葉県沿岸小型漁協所属沿岸小型漁船と銚子市漁協所属沖合底びき網漁船の操業 に関する協定締結の報告)

(全漁調連東日本ブロック協議会の結果について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ありましたらお願いいたします。 黒沼委員。

【黒沼委員】

最後に言及いただきました情報交換のところ、水産庁からの情報提供の海区漁業調整委員会の権限と役割の資料ですけど、これは今回付いていないですよね。何か我々が注意しておいたほうがいいような点がもしございましたら教えてください。それだ

けでございます。

【川合副主査】

水産庁からの資料は、今回は付けてございません。昨年度の4月に、1回目の海区委員会の前に研修会という形でお話しさせていただいたかと思うのですが、その内容と 重複するところもございましたので、今回は省略させていただきました。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

結構です。

【石井会長】

ほかに何か御質問等ございましたら。

特に御意見もほかにないようですので、会議次第5「その他」を終了し、会議第6 「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第15回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、 お疲れさまでした。

午後3時6分 閉会